

別表第6 窒素含有量の規制基準を定める係数（既設事業場に適用）

業種又は施設		特定施設番号 (注1)	上乗せ基準 (mg/L)	a	a ₀	b	b ₀	
1	畜産関係特定施設	1の2、74	40	53.6	53.6	0.93	0.93	
2	食料品製造業、 皮革製造業、死 亡獣畜取扱業、 と畜業及び洗び ん施設	日平均排水量が 500m ³ 未満のもの	2～10、 13～18の2、 52、63の2、69	30	35.5	35.5	0.96	0.96
		日平均排水量が 500m ³ 以上のもの		20	23.6	22.7	0.96	0.97
3	旅館業、共同調 理場、弁当仕出 屋、弁当製造業 及び飲食店	日平均排水量が 500m ³ 未満のもの	66の3～66の8	30	40.2	38.5	0.93	0.94
		日平均排水量が 500m ³ 以上のもの		20	26.8	26.8	0.93	0.93
4	病院施設	68の2	30	40.2	37.0	0.93	0.95	
5	みなし病院施設	みなし病院	30	40.2	40.2	0.93	0.93	
6	みなし浄化槽	みなし浄化槽	70	93.8	93.8	0.93	0.93	
7	し尿処理施設	72	50	59.1	59.1	0.96	0.96	
8	その他の業種又 は施設	日平均排水量が 500m ³ 未満のもの	1、11、12、 18の3～51の3、 53～63、 63の3～66の2、	30	34.0	34.0	0.97	0.97
		日平均排水量が 500m ³ 以上のもの	67、68、 69の2～71の6、 74	20	22.7	22.7	0.97	0.97

(注1) 政令別表に掲げる施設番号。